令和8年8月1日

特別養護老人ホーム 川柳の里三清荘 料金表

利用料金の目安は、下記の

「①基本料金」＋「②居住費・食費」＋「③共通加算」＋「④該当加算」 でご確認ください。

※1単位は　10.00円　となり、表記の金額は自己負担額1割で計算しています。

①基本料金

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位
基本料金（日額）	670円	740円	815円	886円	955円
基本料金（月額） （30日として計算）	**20,100円**	**22,200円**	**24,450円**	**26,580円**	**28,650円**

②居住費・食費

利用者負担段階		居住費 日額	食費 日額	居住費＋食費 月額（30日）
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	300円	**35,400円**
第2段階	年金収入等82.65万円以下かつ、預貯金単身650万円・夫婦1,650万円以下	880円	390円	**38,100円**
第3段階①	年金収入等82.65万円超120万円以下かつ、預貯金単身550万円・夫婦1,550万円以下	1,370円	680円	**61,500円**
第3段階②	年金収入等120万円超かつ、預貯金単身500万円・夫婦1,500万円以下	1,470円	1,420円	**86,700円**
第4段階	その他	2,066円	1,545円	**108,330円**

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設に入所したとき、または短期入所（ショートステイ）を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、上の表にある世帯の所得状況により、各項目の負担限度額が認定され、それ以上を負担する必要はありません。負担限度額費用は全て日額です。減額できるのは、原則として申請された月の初日からとなります。
詳しくは各市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

月額（30日）利用料目安「①基本料金＋②居住費・食費」

負担限度額段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1段階	**55,500円**	**57,600円**	**59,850円**	**61,980円**	**64,050円**
2段階	**58,200円**	**60,300円**	**62,550円**	**64,680円**	**66,750円**
3段階①	**81,600円**	**83,700円**	**85,950円**	**88,080円**	**90,150円**
3段階②	**106,800円**	**108,900円**	**111,150円**	**113,280円**	**115,350円**
4段階	**128,430円**	**130,530円**	**132,780円**	**134,910円**	**136,980円**

その他、③共通加算と④該当加算が必要となります。

利用料金は目安となっています。加算の追加、法改正や経済事情により変更になることがありますのでご注意ください。

③体制加算：基本料金に共通して加算される費用の一例

加算項目	内容	単位数	日額
栄養ケアメネジメント強化加算	栄養ケアの取組を強化している／日	11単位	11円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している／日	6単位	6円
看護体制加算（Ⅱ）	置くべき看護職員の数を上回っている／日	13単位	13円
日常生活継続支援加算	入居者の介護度、日常生活自立度の割合が基準を上回る／日	46単位	46円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	施設で定められた夜勤帯の人数が基準を上回る／日	27単位	27円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	機能訓練指導員により計画に基づいて訓練を実施。評価する／日	12単位	12円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）をLIFEを活用／月	20単位	20円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	テクノロジーを導入し、介護職の業務負担の軽減、職場環境の改善に向けた施策の取り組み／月	10単位	10円
協力医療機関連携加算	協力医療機関との定期的な会議において、ご利用者の情報を共有する／月	100単位	100円
		5単位	5円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	施設内で感染者が発生した場合に医療機関と連携体制ができている／月	10単位	10円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	3年に1回以上感染者が発生した場合に実地指導を受けている／月	5単位	5円
介護職等員処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に17.6%を乗じた単位数／月		

④該当加算：基本料金に該当者のみ加算される費用の一例

加算項目	内容等		単位	日額
初期加算	入居日から30日以内の期間、又は30日を越える病院への入院後に再入居した場合／日		30単位	30円
外泊時加算	入院又は外泊をした場合（最大12日間）／日		246単位	246円
排せつ支援加算（Ⅰ）	排泄にかかる要介護状態が軽減される場合／月		10単位	10円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡のリスクがあるが、褥瘡の発生を予防できた場合／月		13単位	13円
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対して口腔ケアを実施する／月		90単位	90円
			110単位	110円
療養食加算	病養食の提供（1日3回を限度）		6単位	6円
退所時栄養連携加算	特別食や低栄養状態の入所者が居宅、医療機関、他施設などへ退所する際、管理栄養士が情報提供した場合／月		70単位	70円
看取り介護加算（Ⅰ）	ご利用者及びご家族とともに、医師、看護、介護職員とが共同してその人らしさを尊重した看取り介護を行った場合	31～45日以下	72単位	72円
		4～30日以下	144単位	144円
		2～3日	680単位	680円
		死亡日	1,280単位	1,280円
退所時情報提供加算	退居にあたり在宅又は、施設等における生活に向け、各事業所等と相談、連絡、調整や情報提供を行った場合		250単位	250円
経口移行加算	経管栄養から経口摂取へ移行した場合		28単位	28円
経口維持加算（Ⅰ）	経口による食事を摂取している方で、誤嚥が認められ、医師等により特別な管理を行った場合		400単位	400円
新興感染症等施設療養費	感染症に感染した入居者を感染対策及び医療機関との連携をもって施設内で療養した場合／日（月1回5日を限度）		240単位	240円
自立支援促進加算	医師をはじめ多職種が連携し、寝たきりなど重度化を予防するための取組を医学的評価に基づき取り組む		280単位	280円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進		50単位	50円